

# 会 議 録

会議の名称	平成18年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成19年2月5日（月） 午後6時～8時00分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備え付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成18年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成19年2月5日(月)午後6時～8時00分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ①中小企業従業員生活金融融資利用者に対する利子補給金交付業務(廃止)
- ②東京都水道事業の受託廃止関係 ③下水道使用料等事務情報検索システム ④  
東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム ⑤介護保険軽度者の福祉用具  
業務関係 ⑥東児童館相談記録票 ⑦東小金井駅北口土地区画整理事業関係

(3) 諮問事項

諮問第15号 多摩水道料金等ネットワークシステムとのオンライン接続につ  
いて

諮問第16号 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて

諮問第17号 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムとのオンライ  
ン接続について

諮問第18号 専用パソコンによる介護保険認定支援ネットワークとのオンラ  
イン接続について

諮問第19号 畜犬管理台帳の外部提供について

諮問第20号 東小金井駅北口土地区画整理事業に係る換地設計(案)を自己  
以外の他の権利者が供覧することについて

(4) その他

次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	白 石 孝
戸 張 雅 子	平 沼 昌 子	本 莊 卓
丸 茂 恒 二	峯 村 雄 二	村 岡 輝 一

望 月 皓 森 田 健

【市 側】

松永総務部長

<経済課>

川合経済課長

<水道課>

雄勝水道課業務係長

橋本水道課庶務係長

<下水道課>

石川下水道課長

中井川下水道課業務設備係長

<保険年金課>

久保険年金課長

當麻保険年金課老人医療係長

<介護福祉課>

天野介護福祉課認定係長

平岡介護福祉課主査

親里介護福祉課介護保険係主事

古田介護福祉課認定係主事

<健康課>

荻原健康課長

中島健康課健康係主事

<児童青少年課>

小野内児童青少年課長

山家児童青少年課主査

<区画整理課>

石本区画整理課長

大澤区画整理課区画整理係主査

<総務課>

河内総務課長

稲村総務課情報公關係長

山崎総務課情報公關係主任

**【会 長】**

ただいまから平成18年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず初めに平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既にお手元に届いていると思いますが、訂正等がありましたら、お受けいたします。

(訂正等なし)

訂正等がないようですので、会議録を承認いたします。

それでは、本日の報告と諮問をお願いいたします。

**【松永総務部長】**

現在、市議会が開催されておりまして、市長、助役はそちらに出席しておりますので、私の方で代わりに諮問させていただきます。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により「小金井市個人情報保有等届出状況」を報告します。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出の開始に関するもの10件、廃止が87件となります。

諮問事項について今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条第2項第4号に基づく「畜犬管理台帳の外部提供について」、同条例第12条第2項及び第3項に基づく「東小金井駅北口土地区画整理事業に係る換地設計(案)等を自己以外の他の権利者が供覧することについて」、同条例第14条に基づく「東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて」、同条例第15条に基づく「多摩水道料金等ネットワークシステムとのオンライン接続について」、「東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムとのオンライン接続について」、「専用パソコンによる介護保険認定支援ネットワークとのオンライン接続について」の合計6件となっております。細部につきましては、事務局から御説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

**【会 長】**

確かに承りました。

それでは、報告事項の審議に入ります。審議に入る前に事務局から説明を受けたいと思います。まず個人情報保有等届出状況報告書について事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受け、その後、諮問事項についての審議に入りたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

**【河内総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況報告書について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。届出状況報告書を御覧ください。今回の届出は、開始が10件で、廃止が87件で変更の届出はございません。1ページをお開きください。部課別明細が記載されております。この中で経済課の9件と水道課の78件が廃止の届出で、それ以外は開始の届出となっております。2ページ、3ページをお開きください。届出の内訳となっております。3ページの右側の備考欄に諮問関連と記載されている下水道課と保険年金課、区画整理課の届出合わせて7件につきましては諮問のところで御説明させていただき、届け出の説明では省略させていただきますので御了解ください。

それでは最初の届出です。4ページをお開きください。届出番号10-39から6ページの最後の10-47までの届出は経済課からの廃止の届出です。今まで市で実施してきました「東京都中小企業従業員生活資金融資制度利用者に対する利子補給金交付業務」いわゆる「さわやか融資制度利用者に対する利子補給」ですが、来年度からこの事業そのものを移管して、事業主体が市ではなく小金井市勤労者福祉サービスセンターが行うことになりましたことに伴い市が保有する関連システム、申請書、証明書等合わせて9件について廃止する届出です。担当課は経済課です。この届出に関しては以上です。

**【会 長】**

この件について、何か御質問あるいは御意見がありましたらお願いいたします。

**【平沼委員】**

単純なことですが、勤労者福祉サービスセンターというのは現在どこにありますか。

**【川合経済課長】**

本町暫定庁舎といいまして、以前警察署があった跡地でございます。

**【平沼委員】**

分かりました。

**【会 長】**

他に何かありますか。

**【白石委員】**

関連ですが、小金井市勤労者福祉サービスセンターというのは法人格を持った団体なのでしょうか。合わせて個人情報をそちらに移管するに当たり、市とセン

ターで何らかの文書が取り交わされるとか、あるいはセンターの方に保護規定があるのかどうかについて、お伺いしたいのですが。

**【川合経済課長】**

勤労者福祉サービスセンターについてですが、まだ法人格の取得にまでは至っておりません。ただこの団体の設立に関しては小金井市が中心となって設立し、小金井市の中小企業の従業員及び事業主の生活福祉の向上と福利厚生を目的として設立した団体です。個人情報の扱いについては、市の個人情報保護条例等を重視し、同じ基準の中で運用をさせていただいているところです。この他にも以前に市で行ってきたいくつかの事業もお願いしていますが、その扱いについても、小金井市の条例に準じて適正に管理をさせていただいているところです。

**【白石委員】**

分かりました。

**【会 長】**

他に何かありますか。

**【戸張委員】**

重箱の隅をつつくようで恐縮ですが、3ページの上から4行目の届出番号25-6~15、25-18・20~22についてですが、9ページの表記と若干整合性がとれていないようです。

**【河内総務課長】**

そうですね。確認いたしまして、水道課の案件の御説明のときに加えて御説明いたします。

**【会 長】**

上から4行目というのは水道課の部分ですね。今は経済課の案件について議題にしておりまして、次の資料になりますね。後で調べて御説明いただきます。

**【仮野委員】**

今まで小金井市の経済課で担当していたものをなぜ小金井市勤労者福祉サービスセンターに移管する必要があるのか。個人情報をしっかり保護するという観点で、その2点について伺いたいです。

**【会 長】**

経済課長、お願いします。

**【川合経済課長】**

まず、なぜ勤労者福祉サービスセンターに移管するかという御質問ですが、市

ではこの制度を平成14年から行ってまいりまして、この制度についてのPRをホームページ、市掲示板等も利用しながら行ってまいりましたが、なかなか利用者が少ないという状況がありました。そこで利用者を増やす方法を思案していたところ、勤労者福祉サービスセンターについては、市内の中小企業の事業所に最も近いところで事業を展開している関係で、よりきめ細やかなPRができるのではないかとということでそちらの方をお願いすることにいたしました。

【仮野委員】

勤労者福祉サービスセンターの位置付けはどのような団体なのでしょうか。

【会長】

関係性ですね。単なる民間団体へのアウトソーシングなのか、多摩の他の市でも同様なセンターを開設しているところもありますので。

【仮野委員】

経済課に属しているのですか。民間の団体ですか。

【川合経済課長】

いえ。外の団体です。単なる民間の団体ではなく、行政側が主導で作った団体で、市の元部長職が理事になっている団体です。

【仮野委員】

元部長職が理事というと分かりやすいです。外郭団体とすると、何か性格があるのですか。例えば公益法人だったり、社団法人だったりするのですか。

【川合経済課長】

法人格の取得はまだしておりません。当初は市の方でも法人格の取得を目的として、国や東京都の補助金等を活用しながらこのセンターを運営してきているのですが、加入者数等の規模が法人格取得にまでまだ達していない現状があります。

【仮野委員】

小金井市の場合、このセンターと同じような性格の団体は他にどのようなものがありますか。

【松永総務部長】

相対的な内容なので、私の方で答えさせていただきます。市の情報公開、個人情報保護条例に該当するものなのですが、市の外郭団体といいますか、そのようなものについて、情報公開についてはどのようにするのかということが、この条例の制定当時もかなり議論になりまして、仮野委員も御存知のところと思いますが、例えば福祉団体に年に5、6万円ほどの補助団体もあるのですが、補助につ

いてどのように明らかにするかについて、小金井市補助金等の施行に関する規則を設けて、補助金の使途について明らかにする形にしてあります。一方、情報公開、個人情報保護条例につきましては、1千万円以上の出資団体については、情報公開条例と個人情報保護条例に基づき、要綱、規程等をそれぞれの団体で作っていただきたいということで指導してきました。具体的には、シルバー人材センター、社会福祉協議会、勤労者福祉サービスセンター、施設サービス公社、こちらは現在ありませんので、現在残っている3団体につきましては、市との関係性ということで、平成11年当時からそれぞれ要綱、規程等を作って個人情報を市と同じような形で扱っていただきたいと指導しています。

**【仮野委員】**

指導は徹底されるわけですか。つまり、指導だけでなく、文書で個人情報保護について一定の取決めはするのでしょうか。

**【松永総務部長】**

大変申し訳ないのですが、個人情報の保護に関するものにつきましては、社会福祉協議会については、平成17年に作りました。シルバー人材センターについては平成14年に作りました。社会福祉協議会については規程を、シルバー人材センターについては要綱という形で作っております。もう一つの勤労者福祉サービスセンターについてはたぶん作業を進めているところだと思います。小金井市体育協会につきましても、一時出資金額が1千万円を超えない時代がありましたので、この4団体の対象にはなっていないのですが、同様に情報公開条例、個人情報保護条例に基づく要綱を作成しています。

**【仮野委員】**

そうしますと勤労者福祉サービスセンターについては、1千万円以上の出資団体だとしたら、要綱か規程が必要となるのですよね。

**【河内総務課長】**

今、私どもの方の把握では、情報公開については指導して、要綱ができていますが、個人情報保護については、今後もう一度私どもで確認した上で明確なものとして文書化をお願いしたいと現時点では考えております。

**【仮野委員】**

現時点で初めて課長が決意を述べられたわけですね。今まではなぜこの件については議論されていなかったのですか。勤労者福祉サービスセンターに移管することは、業務のコストダウン、効率化、利用者の拡大等の目的があり、意図は理

解できます。個人情報保護に関する取決め、要綱、規程については今までなぜ議論されてこなかったのでしょうか。

【松永総務部長】

今、総務課長が答弁しましたように、調整の必要性は重々感じています。平成11年にモデル的に要綱を送付して作っていただくように指導していますが、先ほど経済課長が申しましたように、この団体の責任者は市の部長職を経験されている方ですので、当然その件についても守っていただけるものと思っています。もう一つは市がこれらの業務をサービスセンターに委託する以上、個人情報については守秘義務を課し、なおかつそれについては、補助金等委託も同様なのですが、文書等の中で周知したいと思っております。

【仮野委員】

文書をしっかり作って、要綱なのか、規程なのか、どのようにするのでしょうか。

【松永総務部長】

先ほど申しましたように、補助金交付規則がありますので、例規類集を御覧いただければお分かりかと思いますが、細かい内訳と報告となおかつ監査を受ける規定があるので、それをもって適正に行っていきたいと思っております。

【仮野委員】

補助金については当然のことなのですが、私が言っているのは、個人情報についてはどのようにするのですかということです。

【川合経済課長】

この業務の移管の手続の中で、その辺についてもきちんと文書を取り交わす方向で対応していきたいと思っております。

【仮野委員】

ぜひお願いします。そうしておけば安心できます。総務部長、部長職だった方が責任者だから大丈夫という考え方はだめです。その方を具体的には知らないけれども、その方がうっかり失念したらどうするのですか。

【松永総務部長】

すみません。失礼いたしました。

【会 長】

属人主義ではだめですね。相手の団体は今の説明では、法人格を取得していないわけですね。でも、一種の経済取引でもあるわけですから、法人格のない任意

の団体と市が取引するという形ですね。

**【仮野委員】**

社会福祉協議会は社会福祉法人で、シルバー人材センターは何か法人格を持っていますね。このように見ていきますと、天下り機関に単に仕事を回しただけという印象を受けるのですけれども、それは間違いですか。

**【川合経済課長】**

そういうことではなくて、各市でこのような団体を作っています。厚生労働省が各地方自治体にこのようなものを作るようにと推奨するような団体なのです。各市でもこのような団体を持っていますが、当初からやはり、法人格を予定して立ち上げているのですが、なかなかその規模までいかないという状況で、そろそろ国の補助金の見直しが入ってくる時期になってきております。行政としては市内の中小企業の保護の観点からは必要な団体として運営に係る経費については助成をしているという状況です。

**【会 長】**

これは初めての例ではないですよ。任意団体と経済取引、今はいろいろな形で、法人格を取得しやすい改正会社法とか法改正が行われているということはそういうことなのですね。責任主体が属人主義ではなくて、はっきりしているからできるわけで、この件にかかわらず、小金井市は改善していくべきだと私は会長として個人的にはそのように思っておりますが。

この件についてはいかがでしょうか。

**【仮野委員】**

今後そのような取決めをされるということなので、ぜひそのようにお願いしたいということです。

**【会 長】**

それでは、この件については承認ということで、次の届出の説明をお願いいたします。

**【河内総務課長】**

7 ページの届出番号 24-1 から 9 ページの終わりまでは水道課からの廃止の届出です。届出書の詳細は 14 ページから 16 ページまでです。合わせて 78 件の廃止の届出です。なぜ廃止の届出を今回行ったかについてですが、小金井市の水道事業は、昭和 49 年度から東京都の事業を市に委託し、市が受託して行っていたのですが、平成 19 年 4 月からその業務の内、全部ではないのですが、お

おむね給水業務と水道料金の徴収業務については移管しまして、直接東京都が業務を実施する形になります。その関係で市が保有していた個人情報、主として給水業務と水道料金の徴収業務に関する個人情報について廃止の届出をするという形で、今まで受託していたものを本来の東京都が直営で行うようになります。まだ小金井市が受託している部分は残っているのですが、メインの部分が当局で直営で行うことに変更するために、このような大量な廃止の届出をすることになりました。それと、先ほどの内訳の件ですが、表記に統一性がなくて、9ページの最後の部分の届出番号が25-6～25-15と省略されていないのに対し、3ページの上から4つ目の部分の届出番号が25-6～15と省略してあるために大変分かりづらくて申し訳ございませんでした。

**【戸張委員】**

単純なミスだと思います。細かいことでごめんなさい。

**【会長】**

前半の届出状況に関する御説明についてよろしいかどうか、御意見があればお願いいたします。

**【本荘委員】**

質問なのですが、基本的なことで恐縮ですが、私は今まで水道事業というのは水道法により市町村の独占事業という理解をしておりましたが、東京都が主体なのですか。

**【橋本水道課庶務係長】**

事業の主体は東京都水道局なのですが、昭和49年にそれまで小金井市で水道事業を実施していたものを東京都の方に都営一元化ということで事務移管しまして、小金井市の区域の水道事業について東京都の方から事業の委託を受けて、東京都からその費用はすべてきておりますが、受託事業として水道事業を行ってまいりました。

**【本荘委員】**

先日、水道法の条文を見てまいりましたが、基本条文として、市町村が独占と明記してあるのですが、都が事業を実施できる規定が他にあるのでしょうか。

**【橋本水道課庶務係長】**

多摩のほとんどの市が東京都の方に都営一元化されていたものが、ここで基本協定を結びまして、業務移管されることになりました。事業主体はすべて東京都の水道局となっております。

**【本荘委員】**

他の道府県も同様に行っているのですか。

**【橋本水道課庶務係長】**

それぞれの自治体で異なるかと思います。受託という形を取っているのは東京都だけだと思いますが。

**【本荘委員】**

先日見た条文で水道事業は市町村でなければ行えないというものが出ていたものですから。もう少し勉強してきます。

**【橋本水道課庶務係長】**

申し訳ございません。

**【会 長】**

いろいろな形態があるのかもしれませんが、今回は無理かもしれませんが、担当課に調べていただいて、次回までの宿題にさせていただきます。

**【平沼委員】**

関連ですが、小金井は井戸を掘っていますから、その水が何パーセントか入っているはずなのです。それも東京都の水として扱われるという件はどのように考えたらよろしいのでしょうか。

**【会 長】**

市で地下から取水している分についてですね。担当課お願いします。

**【雄勝水道課業務係長】**

今、地下水は小金井の場合60～65パーセントの割合であります。いずれにしても東京都の水とブレンドして提供しております。近隣の国分寺市等でもどこでも行っている方法です。ですからそれが東京都の直営になったからといってそのブレンド率が変わるということはありません。ただ整備ということで小金井独自で行っていたものを武蔵野、三鷹の市境との配水管、給水管をつなげる計画が今後予定されているものですから、小金井の水が小金井市だけに供給されるということには最終的にはならないかもしれません。今の段階ではおおむね保障されると思いますが。昭和49年に一元化する前に、従来各一般家庭は水道を引かないで井戸水に頼っていたところが、地下水が枯渇してしまい、根本の水がなくなってしまう、東京都の水に頼ることになった経過もあるのですが。この辺の水はおいしいといわれておりますが、最終的にはどのようなようになるかは分からないのですが、今の段階では、ここ数年は大丈夫ということだと思います。

**【平沼委員】**

昭島では全部市だけで水道事業を行っているということは聞いているのですが、小金井も本当はそうであればよかったのですがけれども、先ほどの御説明のように、水が足りないところも出てくるということで、都の水を入れないと水道料金も高くなるという御説明もその当時あったかと思います。それは分かってはいるのですがけれども、東京都の直営となった場合に小金井の水はどうなるのかと疑問に思ったものですから伺いました。

**【会 長】**

小金井は武蔵野の湧水郡の最たる場所なので、水のおいしいところだと思って愛しているわけですが。総務部長どうぞ。

**【松永総務部長】**

先ほどの水道事業の件ですが、水道法によれば第2章第6条（事業の認可及び経営主体）のところで「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、」とあり、本荘委員のおっしゃるとおりですが、ただし、あくまで原則ですので、実態上は、水道事業には莫大な経費がかかります。水源をどう確保するか、小さな市町村では賄いきれません。そのような問題も含め、効率的に進めていくためには、事業規模を大きくしなければなりません。小金井市の場合は東京都に委託し、東京都で貯水池の水、地下水を効率的に利用して、事業を進めており、地方については、広域事業として小さな市町村等は実施している形です。先ほど総務課長が説明しましたとおり、小金井市の場合は、東京都に一元化したものを市が受託し、それを解消するという形です。

**【本荘委員】**

元の委託の状態に戻るとのことですか。

**【松永総務部長】**

委託というか、東京都の事業に戻すということです。

**【本荘委員】**

これからは東京都と水道供給契約を締結することになるのですか。

**【橋本水道課庶務係長】**

東京都と契約することになりますので、今までは納付書も小金井市長の名前で出しておりましたがけれども、4月以降は東京都水道局長の名前の納付書が各契約者の方に送られることになります。

**【雄勝水道課業務係長】**

4月1日から東京都に移管後、すべて電話でのお問い合わせの受付は立川のお客様センターで行うこととなります。具体的な水道業務の窓口は小金井市の場合は小平の花小金井にあります合同庁舎内のサービスステーションとなります。

**【会 長】**

かなり画期的な制度改正ですね。時間的な制約もありますので、ただいまの総務課長から御説明がありました届出状況の②東京都水道事業の受託廃止関係につきまして承認いただけますでしょうか。それでは、本件を承認いたします。

それでは、先ほど御案内いたしましたように、③、④、⑦は諮問事項のところの説明を受けるということで、次に、⑤介護保険軽度者の福祉用具業務関係の届出につきまして説明をお願いいたします。

**【河内総務課長】**

今、会長から御説明がありましたように、10ページの「下水道使用料等事務情報検索システム」と11ページ最後の「申出換地に関する申出書」以降については現時点では省略しまして、諮問事項の御説明の際に説明させていただきます。10ページ最後、届出番号27-36と11ページ初めの届出番号27-37軽度者への福祉用具の購入費助成業務についての届出です。担当は介護福祉課です。この事業の目的は、平成18年4月の介護保険制度の改正に伴いまして、介護度の軽度な方への特殊寝台の貸与が保険給付の対象でなくなったために、既に貸与を受けていた方が特殊寝台を購入する場合、その費用の一部の助成を行うというものです。開始の届出は助成申請書、助成台帳の2件です。個人情報の内容は氏名、生年月日、住所等で、届出書にあるとおりです。収集方法は本人及び本人以外からです。電算入力はいたしません。制度の概要につきましては、17ページに説明とお知らせが掲載してありますので、御覧いただければと思います。以上です。

**【会 長】**

ただいま説明がありました件について、いかがでしょうか。御意見、御質問がありましたらお願いいたします。17ページに「介護保険軽度の方への特殊寝台購入費助成（お知らせ）」で内容が具体的に記載されています。対象となる軽度の要件についても、要支援1から要介護1までの認定の方と規定してあります。特にないようでしたら、これを承認させていただきます。それでは次の届出について説明をお願いいたします。⑥東児童館相談記録票の届出です。

**【河内総務課長】**

それでは、11ページの2番目、届出番号16-45「小金井市東児童館相談記録票」につきまして御説明いたします。これは平成18年第2回審議会で諮問されまして答申をいただいたものです。このほど東児童館で児童に関する相談業務を開始し、相談内容を記録することになりまして、今回の届出となっています。個人情報の内容については相談者、相談対象者の住所、氏名、生年月日等詳細については18ページを御覧ください。この一覧表に記載されている項目について収集するというものです。収集方法は、本人、本人以外で、電算入力はいたしません。以上です。

**【会 長】**

東児童館相談記録票の届出についてです。御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

**【平沼委員】**

この件は市報で拝見いたしましたので、業者委託をしたことは分かっておりましたが、その後、特に問題が起きていることはありませんでしょうか。

**【山家児童青少年課主査】**

今のところ問題はなく順調に進んでいると聞いております。

**【平沼委員】**

東児童館には行ったことがないのですが、本町、緑町にある児童館については実際に行って、業務を見学したこともありまして、それにかかわったこともありまして、そのような業務を委託されたということで、業務委託後の様子に関心がありました。業務委託後も順調だということなので結構です。

**【会 長】**

他にありませんでしょうか。特にないようでしたらこれを承認いたします。以上をもちまして、個人情報保有等届出状況についての報告の部分については終了いたします。担当課の方々御苦勞様でございました。それでは、諮問事項に移りたいと思います。諮問第15号から説明を事務局からお願いします。

**【河内総務課長】**

それでは、諮問書の方のつづりを御覧ください。今回の諮問につきましては諮問第15号から20号までの6件となっております。最初に諮問第15号「多摩水道料金等ネットワークシステムとのオンライン接続について」です。条例第15条関連の諮問です。これについては先ほどの届出状況の際に保留させていただ

きましたので、まず報告の方を先にさせていただきます。報告書のつづり10ページの一番左側届出番号20-51「下水道使用料等事務情報検索システム」です。担当課は下水道課です。これは先ほど水道課の方で御説明いたしました水道事業が東京都の直営になるという関係で発生し、諮問に至ったものです。下水道料金はこれまでは基本的には水道の使用料に応じて計算され、水道料金と一緒に請求される形となっておりまして、例えば井戸水で生活されている方とかは別途下水道料金が発生することもあるのですが、原則的には水道料金に応じて一緒に下水道料金も積算され、納付していただいております。水道料金の通知、徴収等を東京都に移管するに当たり、4月からは下水道料金については水道料金と一緒に東京都で徴収していただき、小金井市に戻していただくという形になるわけです。その経過については、諮問書の5ページに「下水道料金徴収業務の経過」が添付されておりまして、昭和44年から平成19年3月までの基本的な経過についてはこちらを御覧いただければと思います。下水道料金の徴収についても東京都にお願いすることから、小金井市として下水道料金の情報について知るためには、東京都の情報を検索する必要があるということが出てくるものです。この検索システムはこの委託の関連で主として下水道料金の調定、収納状況の確認を「多摩水道料金等ネットワークシステム」と接続して行うものです。個人情報の内容については、届出状況報告書にありますとおり、氏名、住所、下水道使用料、収納状況等です。届出については以上ですが、次に諮問です。諮問書1ページです。先ほど申し上げましたとおり、下水道料金の通知、徴収、調定業務を東京都に移管しますので、それらの情報を検索、閲覧をするために、東京都水道局多摩水道改革推進本部とのオンライン結合をするための諮問です。個人情報の保護システムについてはこのシステムの管理運営要綱を3ページに掲載していますので御覧ください。この諮問については以上です。

**【会 長】**

ただいま、4月からの東京都への移管に伴う情報処理の手続について説明がありました。いかがでしょうか。

**【村岡委員】**

ネットワークシステムとのオンラインシステムについては、他に行われている課もあると思いますので、共通する部分があると思うのですが、少し分からないところがあるものですから伺います。3ページの「下水道使用料等事務情報検索システム管理運営要綱」上で個人情報の管理責任者については担当課長かと

思うのですが、4ページ（事故発生時の措置）の条文の中で電子計算管理者とあるのは具体的にはどういう職責の方を指しているのですか。

【河内総務課長】

情報システム担当課長になっております。

【会 長】

具体的には何という課になるのでしょうか。

【河内総務課長】

行政管理課です。

【会 長】

行政管理課長ですか。

【河内総務課長】

こちらには2人課長がおりまして、その内の情報システム担当課長が担当しております。来年度からは組織改正がありますので、名前が変更になりますが。

【会 長】

現在、民間企業ではチーフ・インフォメーション・オフィサー（CIO）という制度を設けて、東京都内でも情報に非常に関心のある自治体ではそういうもののあり方を研究している団体もあると聞いています。

それでは他に何かありますか。特にないようでしたらこれを承認とさせていただきます。次の諮問第16号の説明をお願いします。

【河内総務課長】

諮問書の7ページになります。諮問第16号、第17号については「東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム」に関する諮問で、第16号については条例第14条電算システム記録簿に関する諮問で、第17号はオンライン結合についての諮問ですので、一括して御説明させていただきます。この件につきましても先ほどの届出の御説明の際に保留としていましたので、報告の方から先に御説明させていただきます。報告書のつづりの10ページの2番目、届出番号11-430「東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム」です。担当課は保険年金課です。まず、「東京都後期高齢者医療広域連合」についてですが、高齢者の医療保険制度が大幅に改正されまして、平成20年の4月から今までの老人医療制度に代わり、後期高齢者医療制度が施行されることになっております。東京都においてはこの制度の発足に向けて、全区市町村が参加する広域連合が結成されて、広域連合は保険の資格管理とか保険料の賦課、保険給付等の業務を行う

ということになっております。本システムですが、この広域連合が所管するシステムと結合し、市が保有する情報と広域連合の持つ情報を相互に交換することが必要となるために同意をするものです。個人情報の内容については、届出書でなく、諮問書の11ページから18ページに記載されているとおりです。次に諮問書の7ページに戻りますが、諮問第16号は今申し上げた電算処理システムの新設に関するものです。諮問第17号については、このシステムを東京都の後期高齢者医療広域連合とオンライン結合するものです。システムの記録項目につきましては、今届出で御説明したとおりです。オンライン結合のイメージについては6ページの図、また個人情報の保護措置については10ページに載せてありますので、御覧ください。膨大な個人情報を制度改正に伴って保有することになったということで、かなり大掛かりな届出になっているかと思えます。以上です。

**【会 長】**

ただいま諮問事項の第16号と第17号について御説明いただきました。具体的な説明はありませんでしたが、イラストレーションで概念的に説明がされていますので、御覧いただきまして、項目が膨大な量がありますが、一通り見ていただければと思います。

**【白石委員】**

諮問書の方の11ページから18ページまでのシステムの項目別一覧ですが、これは東京都の広域連合で共通の仕様になっているのですか。小金井市独自でなく、既に準備段階で設定されているのですか。

**【當麻保険年金課老人医療係長】**

こちらの仕様につきましては、東京都全域で統一したものとなっております。

**【白石委員】**

分かりました。

**【平沼委員】**

住民基本台帳情報というのは、これは市が皆保有していて、社会保険庁などの役所関係にも出していらっしゃいませんか。

**【河内総務課長】**

住基ネットが組み立てられていて、それにより、住民基本情報については社会保険庁の年金の資格確認などには活用されております。

**【白石委員】**

年々増えているのですが、今は約290業務に住民基本台帳ネットワークシス

テムで情報が提供されているのです。相手は他の市町村や都道府県、国の機関等ですが、膨大な数の業務に利用されています。

**【平沼委員】**

ありがとうございました。届出の通知が2回社会保険庁から送られたことがあったので、市役所から情報が伝わることはないのかと疑問に思っておりました。そのようなことがあったものですからお尋ねしました。

**【会 長】**

会長から素朴な質問ですが、9ページの図を見ますと、東京都広域連合が小金井市のシステムと①②でアクセスしているわけですが、東京都広域連合だから、市町村、特別区との間にやりとりがあるわけですが、行政情報システムというのは団体ごとに機種がもともとがばらばらに導入されているために、そこに一体的にネットワークでつなぐ場合は異機種結合をする上での制約はないのでしょうか。そのような問題は今はどのようなになっているのでしょうか。それともインターネットを介在しているのでしょうか。専用回線での結合なののでしょうか。

**【當麻保険年金課老人医療係長】**

こちらにつきましては、イーサネットという専用回線を利用します。既にLGWANという回線がありますが、それよりも更にセキュリティがしっかりしているものということで導入されることになりました。

**【会 長】**

したがって異機種結合のトラブルはないのですか。

**【當麻保険年金課老人医療係長】**

ないと聞いております。

**【会 長】**

ないと聞いているのですか。既に結合してあるのですか。まだ結合がされていないのですよね。ないでしょうという見通しというわけですね。

**【當麻保険年金課老人医療係長】**

そうです。

**【峯村委員】**

関連して伺います。ファイアーウォールとか連携サーバー等の基本システムはどこかで提供してくれるのですか、市が構築するのですか。会長がおっしゃったように各市でいろいろな機種がある中で、それに対するインターフェースを組むという問題があるのですが、小金井市の場合はどうなるのですか。

【会 長】

ファイアーウォールとか、暗号システムとかについて分かりやすく説明をお願いします。

【久保保険年金課長】

共通したシステムは全部国の方で提供されます。各市でそれぞれ異機種になっておりますので、そのインターフェースの開発はそれぞれが行うことになっております。

【峯村委員】

それは内部でやるのではなく、どこか機関に委託してということですか。

【久保保険年金課長】

そうです。

【会 長】

今、御承知のように銀行が大合併する際に最も困るのがコンピュータシステム間の相性で、つまらないことのように思えますが、具体的には合併の時期まで左右するほどの基本的な問題となっているようです。東京都だから大丈夫だということではなく、ブラックボックスで書いてあることはやはり、我々は市民の目で、市民の代わりに大丈夫かを質問いたしまして、確かめて移行を認めていかなければならないと思いたしますが。

【白石委員】

この9ページの図なのですが、これで見ると小金井市役所の範囲というのは左側の大きな囲みの部分全部と考えてよろしいのでしょうか。基幹系システムからファイアーウォールを経て連携サーバーにつながり、全部が画像情報になってでしょうか、普通の文字情報が全部画像ネットワークシステムを通して東京都広域連合に出て行くというように読めるのですが、こういう仕組みでよろしいのでしょうか。

【當麻保険年金課老人医療係長】

この図につきましては、少し分かりづらいところがありまして、申し訳ございませんでした。上の方の基幹系システムが小金井市で開発するシステムです。そしてこのファイアーウォールの下システムが東京都広域連合から提供されるシステムで、基本的には小金井市が開発するシステムではありません。

【白石委員】

そうですね。ですから、ファイアーウォールの前までで小金井市の責任は終了  
すると考えてよろしいのでしょうか。

【當麻保険年金課老人医療係長】

そうです。

【白石委員】

そうすると小金井市の方には連携サーバーは置かないのですか。基幹系システムそのものが基本的には連携サーバーの役割を果たしているということでしょうか。ここからそのまま情報がすべて出て行くと考えてよろしいのでしょうか。

【當麻保険年金課老人医療係長】

連携サーバーと窓口端末は、置く場所といたしましては、小金井市役所の中に設置されます。

【会 長】

市役所内に置いてあるということは管理責任はある意味では市役所にあるわけですね。

【白石委員】

ちょっと分かりづらいですね。住基ネットのネットワーク図などはこの部分についてはもっと単純で、要するにそれぞれの市役所、区役所の住民基本台帳データベースがあつてそこから6情報だけを連携サーバーで取り出して、それからファイアーウォールを通して都道府県センターに流していくという非常に単純な図式なのです。ここでは小金井市の中で持っている情報はどこが一番元で、それがファイアーウォールの壁を通過して外へ出て行くに当たり、その過程で小金井市は、最初の一時処理だけでファイアーウォールで出してしまうのか、それとももう一度情報を何らかの形で整理するのかその辺の関係が分からなかったのでお聞きしたのです。

【當麻保険年金課老人医療係長】

ファイアーウォールを出た時点で広域連合の方とは接続した状況になっておりますが、ただ、中のセキュリティについては現在精査中です。

【白石委員】

そうすると、回線を通じて連携サーバーなり、窓口端末が小金井市内にはあるのだけれども、その管理責任は既に広域連合の方にあるのだとしたら、場所と管理責任の所在を明記しておくなど、例えば窓口端末についての事故やトラブルがあつたときに、置いてある場所は小金井市だが、損害賠償も含めた責任の所在

についてはきちんと整理しておいた方がたぶんよろしいかと思いますが、考えられているとは思いますが、その辺についてお伺いしたいのですが。

**【会 長】**

医療機関からつながっているわけですね。このファイアーウォールを出たら、医療機関、審査支払機関、東京都広域連合、①、②のアクセスがあって連携サーバー、この間にファイアーウォールがあるのかどうかはブラックボックスですから分かりませんが。いずれにしるファイアーウォールを出たら外であるということをお我々は基本的に認識しておかなければなりません。どうするかということは別にしまして。

**【白石委員】**

まだ時間があるので、次回までに、準備期間もこれから詰めていくところでしょうから。

**【久保保険年金課長】**

実はこの連携サーバーの図についてはこの資料を提出した以降に国から指示がありまして、連携サーバーは全部広域連合事務局に集約し、各市町村には置かないことになったようです。ファイアーウォールとの関連の解釈はできませんが。

**【白石委員】**

たぶん正式には4月1日からスタートをするわけで、今は準備の更に前の段階だと思っています。もう一度次回に、整理をしたものあるいはその段階での最新の状況を伺いたいと思います。先ほどからこだわっておりますが、我々がどこまで関与できるのかという問題でもありますので、線引きはきちんと伺いたいと思います。

**【久保保険年金課長】**

次回に報告をさせていただきます。

**【会 長】**

ブラックボックスの中について、次回もう少し詳しい説明を追加でお伺いしたいと思います。それでは、諮問第16号、第17号については承認ということにいたします。

次の諮問第18号の説明をお願いいたします。

**【河内総務課長】**

それでは、諮問書19ページ、諮問第18号「専用パソコンによる介護保険認定支援ネットワークとのオンライン接続について」です。条例第15条関係の諮

問です。担当課は介護福祉課です。介護保険の要介護認定に当たりましては、一次判定を専用パソコンの判定ソフトで行い、二次判定を認定審査会の方で行っておりますが、今回のオンライン結合につきましては、市の要介護認定結果を介護認定支援ネットワークに送信して要介護認定に関する情報の分析を行い、一次判定ソフトの精度向上を図るものです。今まではフロッピーディスクにて提供していたものを、庁内のネットワークとは独立した専用パソコンにより認定支援センタに接続して行うものです。送信する項目につきましては、22ページから25ページに掲載されています。接続のイメージについては20ページに簡単な概念図が載っていますので御覧ください。個人情報の保護措置については21ページに掲載されております。以上です。

**【会 長】**

ただいま、諮問第18号について御説明がありました。何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

19ページ資料上のオンライン結合の趣旨として「毎月フロッピーディスクにて提出していた情報をフロッピーディスクから移し替えた専用パソコンを用いて伝送化することにより、事務の効率化を図る」と書かれておりますが、今までは宅急便か何かで送っていたのでしょうか。

**【平岡介護福祉課主査】**

今までは国の規定で、フロッピーディスクにて都道府県に提出しなさいということになっておりまして、職員が毎月直接都庁に持って行って行っておりました。

**【会 長】**

随分大変な労働力だったんですね。分かりました。他に何か御質問ありますか。

**【峯村委員】**

こちらに記載されている暗号化についてですが、「送信ファイル作成のためにハードキーを装着し、予め配布される暗号化鍵の入ったFDによって暗号化する」と書いてあるのですが、具体的にどのようなイメージか説明してください。

**【平岡介護福祉課主査】**

こちらは二重の管理になっておりまして、認定支援センタの方に登録を申し出て、登録されると送られてくる送信用のハードキーを装着しないとシステム上送信できない形になっております。暗号化の鍵ですが、暗号化の設定を各保険者(区市町村)ごとにしますので、設定用のフロッピーがハードキーと共に保険者の方に認定支援センタから届き、そのフロッピーによって暗号化の形式というかパタ

ーンを保険者ごとに設定し、それに基づいて暗号化して、送信するという形になっております。

**【峯村委員】**

分かりました。

**【会 長】**

暗号化という手続が入ることで慎重な受渡しになるわけですが、それだけ個人情報保護が大切であるがゆえに手続と手間がかかってくるということです。他に特にありませんようですので、諮問第18号を承認いたします。次の第19号の説明をお願いします。

**【河内総務課長】**

それでは26ページをお開きください。諮問第19号「畜犬管理台帳の外部提供について」で条例第12条第2項第4号関連の諮問です。担当課は健康課です。この諮問につきましては、具体的に申しますと、昨年11月に飼い犬が小学生に噛み付いた事件がありまして、その犬の種類登録状況についてその起こった地域周辺に限定して、小金井警察署から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会がありました。これについては諮問が必要かどうか迷ったところではありますが、従来刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会に関しては、例えば一括したものでありましたが、バイクのナンバープレートの照会についても諮問し、審議会の御意見を伺うことにさせていただいた経過もありますので、今回の照会についても、1件ではありますが、諮問にかけさせていただきました。今回の照会は事件性が明らかであり、提供する犬の種類も1種類に限定されており、情報の扱いについてもかなり限定された扱いをするものであり、答申をいただければ、回答しても止むを得ないものと考えております。提供する情報については、飼育者の氏名、住所、提供先については小金井警察署です。以上です。

**【会 長】**

ただいま、畜犬管理台帳の外部提供についての諮問に関する説明がありました。何か御質問がありましたらお願いいたします。

**【本荘委員】**

私は個人的には、この件は公開の会議に諮問するべきではなかったのではないかと考えております。その理由なのですが、犯罪捜査という非常にデリケートな問題ということもありますし、具体的に言いますと、過失傷害ですから親告罪です。告訴があつて初めて捜査が始まるものですし、貫井南町と公開されるわけで

すから、ある程度特定できてしまえば嫌がらせもないとは言い切れませんし、捜査側からすれば証拠隠滅ということもあり得ます。公開になってしまいますから、慎重を期した方がよいのではないかと思います。第12条第2項第4号関係となっておりますが、むしろ第12条第2項第2号で諮らないで処理してよいのではないかと思います。刑事訴訟法第197条第2項（捜査関係事項照会）については強制力はないのですが、単なる任意規定ではなく、本件に関しては正当な理由がなければ回答義務を持つものという解釈をしているものです。本件については回答を拒否する理由はないですし、本人に通知する義務もないと考えるのですが、第12条第2項第2号で処理してしまってよかったのではないかと思います。また、諮問にかけるまでの経過ですが、どのような基準で取り上げているのかそのプロセス、市長決裁を経るのかなど、その点について差し支えなければ教えてください。

**【松永総務部長】**

本荘委員の1点目の御質問については、確かにおっしゃるとおりです。ただし、先ほど総務課長が答弁しましたように、この審議会は個人情報、情報公開に関する内容についてチェックをするという機能を持っております。今回、担当者もかなり迷った上で諮問したということです。確かに刑事訴訟法第197条第2項の関係もありますが、確かに委員がおっしゃったように、これにつきましては照会して必要な事項の報告を求められることができるということができる規定であり、義務規定ではないわけです。できる規定であるならば諮問にかけるべきだと厳しい市では解釈します。一方これは国の解釈なのですが、照会で一番多いのは税の関係ですが、例えば地方税法の関係で国が刑事訴訟法第197条第2項による照会であっても捜査の内容、目的に応じて必要な場合に限り慎重に対処すべきである。警察に対しては必要に応じて情報提供をする、あくまで理解する立場を前提とするとなっています。一方一番多いのはバイクの盗難です。これについても、総務省の通知としては、警察に情報提供を求められた場合、地方税法第22条による守秘義務違反罪には問われないという解釈です。やるべきだという解釈ではないのです。解釈はいろいろありまして、結論から言えばケースバイケースで慎重に対処するしかないと思います。

**【本荘委員】**

仮に私が今委員でないとして、今回の会議の内容を見聞きして、情報公開条例に基づき公開請求した場合に公開されますか。

**【河内総務課長】**

基本的には、審議会の情報、記録については公開されます。

**【本荘委員】**

その整合性が取れているのであればそれはそれで結構だと思いますが、住民の安全は自治体の最も基本的な責務だと思います。本件はそれほどの危険性は無いのかも知れませんが、やはり一律に今のような基準で処理してしまうと場合によっては非常に微妙な問題なので、それで殺人事件が起こらないとも限りませんので、ぜひ慎重な扱いをお願いしたいと思います。

**【松永総務部長】**

そうですね。

**【河内総務課長】**

諮問にいたる手続ですが、基本的には具体的に個々の事例について担当課が情報公開係に相談し、最終的には市長の決裁を経て諮問が行われます。

**【峯村委員】**

非常に疑問を持って来たのですが、今回の事件は11月8日に起きた事件ですが、今回は犬に噛まれた程度のことですが、もっと深刻な事件があった場合、今回のような時期まで待って全部諮問しては間に合わないと思います。個人情報保護法自体では緊急性がある場合は公開してよいのではないかと思うのですが。

**【松永総務部長】**

諮問の仕方としては、平成18年11月8日という日時はカットするとか、公開することによって個人情報特定されることは絶対避けなければならないことです。先ほどの御指摘のとおりです。もう一つは先ほどの刑事訴訟法第197条でなく、第218条でしたら、諮問にかけるまでもなく強制力があるので提供ができるのですが、国は公開するように主張しても、市は条例に基づいているので、慎重には慎重を期して、ケースバイケースで判断していきたいと思います。

**【河内総務課長】**

市民の生命や緊急事態については基本的には条例上も目的外利用について規定していますので、その際には判断させていただきますが、今回の場合は微妙な場合でした。

**【会 長】**

ここで議論する事自体がインターネットで世界中に公開されるわけですから、この空間も既に公になっているわけです。厳密に言うと屁理屈に聞こえるかもしれませんが。

【本荘委員】

本件を公開の会議に諮るということは警察の方には知らせてあるのでしょうか。

【荻原健康課長】

警察の方には知らせてあります。

【本荘委員】

了解というか、問題ないということですね。

【荻原健康課長】

問題ないかどうかという聞き方はしていませんが、この審議会で諮問させていただくことは伝えてあります。

【本荘委員】

そうすると後は市の責任でということですね。

【荻原健康課長】

そうですね。

【会 長】

市というのは誰を意味するのでしょうか。

【本荘委員】

東京都ではなく、市の責任でという意味です。

【村岡委員】

私は今回ここで諮問にかけていただいたのは良かったと思っています。担当者の方はかなり迷われたとは思われますが。個人情報目的外利用ですので、きちんと諮問にかけたというのはありがたいと思っています。ここで話された内容で、特定できるような情報ですよね、犬の種類は文章上にはないのですが、事件の起きた場所である貫井南町、日時が入っていることで特定される部分については、どこまで記載したらよいかということは研究された方がよろしいのではと思います。以上です。

【会 長】

それでは議論も出尽くしたようですので、この諮問第19号を承認いたします。最後の諮問第20号の説明をお願いいたします。

【河内総務課長】

次の27ページです。諮問第20号の「東小金井駅北口土地区画整理事業に係る換地設計(案)等を自己以外の他の権利者が供覧することについて」で、条例第12条第2項及び第3項関係の諮問です。この件につきましても、先ほどの届出の報告の中で保留にしておきましたので報告書の11ページの届出番号38-46から13ページの届出番号38-50までの5件の届出です。担当は区画整理課です。東小金井駅の区画整理事業につきまして、換地設計案いわゆる仮換地計画を対象地区の地権者に提示する段階となりました。これに伴いまして、地権者との間で例えば要望書、計算書、各筆の評価調書等のやりとりをする必要が生じました。そのために届出となったものです。個人情報の内容につきましては、地権者の氏名、住所、地積等届出書にあるとおりです。

次に諮問ですが、諮問書の27ページに戻りまして、今御説明申し上げましたが、仮換地計画を地権者に提示するに当たって、換地設計図(案)、これは29ページに例が示されています。次に換地設計重ね図(案)、これは次の30ページに例が示されています。あと換地設計重ね図(案)及び現況重ね図は31ページに例が示されています。これらを地番のみの表示にして地権者に供覧させるための諮問です。供覧させる理由ですが、諮問書にも記載されているとおり、地権者に新しい土地を提示するに当たり、他人の評価と自己の評価を比較したり、自己の周辺にどの権利者が移転して来るのかを知らせる必要があるために情報を限定して提供するものです。限定すると申し上げましたが、28ページと29ページを比較していただきますと、28ページの方が従来の換地設計図(案)です。これについては、基準地積とか氏名とか減歩率等かなり細かく記載されているのですが、今回供覧に提供しようというものは29ページの地番のみを表示したものに情報を限定しています。以上です。区画整理というかなり専門的な内容にわたるものなので私も御説明しづらい部分がありますので、担当も来ておりますので、御質問がありましたら、担当の方から御説明申し上げます。

【会長】

いかがでしょうか。会長から素朴な質問です。これは権利者に供覧する際には実際に職員が立会いをするのでしょうか。最近では専門業者に地図そのものを委託で渡して、私的所有権の境界の確定等を民間業者にさせている場合もあると聞いておりますが、具体的には市の職員が立ち会っての開示なのか等どのようなのですか。

**【石本区画整理課長】**

今回、仮換地案の個別説明会で初めてこれが提示されます。先ほど申しましたように新しい位置、区画整理では土地が新しい道路に面してでき、その位置について、個々の地権者に個別に対応しております。対応につきましては、職員と、今回この業務を請け負っております、財団法人東京都新都市建設公社が対応いたします。区画整理の新しい位置の決め方というのは非常に専門的知識を要する事業なものですから、東京都並びに関係6市町村で作って構成した財団法人東京都新都市建設公社に現在作業を依頼しているところです。当日の対応についても、やはり専門的な説明も必要になることから、市の担当者と新都市建設公社職員が対応することになっております。また、御要望があった場合には市の区画整理事務所の方で開示し、説明していきますので、一般業者が入ることはありません。以上です。

**【会 長】**

我々審議会が図面上で了解していても、現場はどのようになっているのかについては様々な場合があるようで、私的所有権と公の部分との境界線に関する法的行為を単なる委託業者のみが行い、職員が立ち会わないという場合はあり得るので伺いました。

**【戸張委員】**

素朴な質問ですが、もし私が地権者だった場合、その換地される土地が気に入らなかった場合は拒否できるのですか。

**【石本区画整理課長】**

区画整理を進める上では、施行者である市だけではなく、地元から選挙で選ばれた審議会委員を法的に置かなければならないということになっております。仮換地の案につきましては、新しい土地ですから、当然皆さん御意見があります。それについては、要望書という形で出せることになっております。出された要望につきましては、他の方と比較してやはりおかしいものについては訂正すべきですし、訂正することによって他の方との間に不公平が生じてしまう場合は訂正できないこととなりますが、それについては審議会の中で審議し、御意見をいただくこととしております。

**【戸張委員】**

大変な作業ですね。

**【会 長】**

他に御質問がありますか。

**【望月委員】**

最後の資料に、継続的委託と記載されておりますが、事業が終わるまでこの形態は続くという意味なのでしょうか。

**【石本区画整理課長】**

おっしゃるとおりです。最終的には登記の書換事務までが施行者の裁量権の中に入っています。人間のやることなので、例えば前面に6メートルという道路ができて実測上では6メートル1センチなど誤差が生じます。事業完了時にすべて実測をやり直しまして、それをもとに登記の書換えを行い、それで御本人たちに換地処分通知ということで、一般的に権利書に変わる文書を通知します。それまでの当面の間この書類は生きているということです。

**【会 長】**

他に御質問等ありますでしょうか。それでは、ただいまの諮問第20号を承認いたします。御担当の方たち御苦勞様でございました。

それでは、次回の日程についてですが、総務課長お願いいたします。

**【河内総務課長】**

次回の日程ですが、5月25日（金）午後6時からこの801会議室を予定しております。

**【会 長】**

5月25日ということですが、御了承いただければ幸いです。長時間にわたりました、重要な案件につきまして慎重審議させていただきまして、皆様方の御協力に感謝いたします。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。